

○国立大学法人上越教育大学非常勤職員基本給に関する細則

(平成26年3月24日細則第14号)

最終改正 平成30年3月23日細則第4号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人上越教育大学非常勤職員就業規程（平成16年規程第37号）第20条第2項の規定に基づき、学長が個別に決定する基本給のうち、特定の職種に係る基本給について定める。

(時間給)

第2条 次の表の職種欄、職名欄及び対象者欄に掲げる職種に係る時間給は、各区分に応じて同表の時間給欄に掲げる額とする。

職 種	職 名	対象者	時間給
			円
事務補佐員	事務補佐員		860
技術補佐員	調理師		950
	栄養士		1,000
	臨床検査技師		1,100
	看護師		1,500
	准看護師		1,350
臨時用務員	調理員、用務員又は作業員		900
教育補佐員	ティーチング・アシスタント	修士課程学生	1,100
	ティーチング・アシスタント	博士課程学生	1,300
	ティーチング・サポーター	修士課程学生	1,100
	ティーチング・サポーター	博士課程学生	1,300
	キャリアコーディネーター		1,600
	ボランティアコーディネーター		1,400
	サイエンスパフォーマンスアドバイザー		1,400
	国際交流アシスタント		1,300
	CST事業支援スタッフ		1,400
	特別教育支援員	附属幼稚園勤務者	1,500
	特別教育支援員	附属小学校勤務者	1,800
	特別教育支援員	附属中学校勤務者	1,800
	保育支援員		1,200
教育補佐員		1,000	
非常勤研究員	リサーチ・アシスタント		1,300
	専修研究員		1,500
	研究補助員		1,000
	非常勤研究員		1,000
非常勤講師	非常勤講師	大学勤務者	5,600

	非常勤講師	附属幼稚園勤務者	1,350
	非常勤講師	附属小学校勤務者	2,120
	非常勤講師	附属中学校勤務者	2,120
	A E T又はA L T		2,500
カウンセラー	臨床心理士		5,200
	準カウンセラー		2,600
学生ワークスタ ッフ	学生ワークスタッフ		900

(日給)

第3条 前条の表の職種欄，職名欄及び対象者欄に掲げる職種に係る日給は，各区分に応じて同表の時間給欄に掲げる額に8を乗じて得た額の範囲内の額とする。

附 則

この細則は，平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年細則第8号（平成28年3月22日））

この細則は，平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年細則第4号（平成30年3月23日））

この細則は，平成30年4月1日から施行する。